

第13章 罰則

第100条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条、第11条、第12条第1項、第13条から第25条まで、第26条第1項若しくは第2項、第27条、第28条第1項、第29条、第30条第1項、第31条、第33条、第34条、第35条第1項、第36条第1項若しくは第3項、第37条、第38条、第39条第1項から第3項まで、第40条第1項、第3項、第4項若しくは第5項、第41条から第43条まで、第44条第1項若しくは第3項、第46条、第47条第1項若しくは第3項、第48条から第50条まで、第51条第1項若しくは第4項から第6項まで、第52条第1項若しくは第2項又は第53条から第55条までの規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）
 - (2) 第85条第1項又は第2項前段の規定による命令に違反した者
- 2 前項第1号の違反行為があった場合において、その違反行為が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

本条は、本条例に違反した場合の罰則を定めたものです。

1 第1項関係

本項は、法の規定に基づく条例に違反した設計者等に対し、法で認められた最高50万円以下の罰金を科する規定です。

この罰則の対象となるものは、第1項に掲げる規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者となります。

なお、設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合は、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者が対象者となります。

2 第2項関係

本項は、第1項第1号の規定に違反する行為があった場合、設計者、工事施行者はもちろん罰則の対象ですが、違反行為が故意である場合は、建築主、建築設備設置者等も対象とされる規定です。

第101条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第74条第1項の規定に違反して、許可を受けず、対象歴史的建築物に関しその現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為をした者
- (2) 第74条第3項（第77条第7項又は第78条第3項において準用する場合を含む。）又は第80条第6項の規定に違反して工事を施工した者
- (3) 第77条第4項の規定により許可に付された条件に違反した者
- (4) 第74条第5項、第85条第2項後段又は第87条第2項の規定による命令に違反した者
- (5) 第77条第1項の規定に違反して、許可を受けず、法適用除外建築物の増築等をした者
- (6) 第78条第1項の規定に違反して、許可を受けず、増築、改築、移転又は用途の変更をした者
- (7) 第79条第1項の規定に違反して、許可を受けず、維持保全計画書の内容を変更した者
- (8) 第82条第1項前段の規定に違反して法適用除外建築物を使用し、又は使用させた者

本条は、本条例の規定に違反した者に対し、地方自治法で認められた最高30万円以下の罰金を科する規定です。

この罰則の対象となるものは、第1号から第8号に掲げる規定に違反したものとなります。

- (1) 第1号に規定する保存に影響を及ぼす行為等に該当するものとして、次に例を示します。

保存に影響を及ぼす行為に該当するもの

- ・ カッター等の刃物で対象歴史的建築物の一部を削る行為
- ・ 対象歴史的建築物の敷地内における増築で、対象歴史的建築物に延焼のおそれのある部分を発生させる行為
- ・ 対象歴史的建築物の敷地内に火気や多量の危険物を扱う工作物を設置する行為
- ・ 対象歴史的建築物の周囲において切土や盛土を行い、対象歴史的建築物の構造耐力を減少させる行為
- ・ 対象歴史的建築物内に、対象歴史的建築物の構造耐力に支障を及ぼすような重量物を搬入する行為

保存に影響を及ぼす行為に該当しないもの

- ・ 金属物に純水をかける行為

- (2) 第3号に規定する許可に付された条件に該当するものとして、次に例を示します。

- ・ 許可申請における建築物の用途を、許可を受けた後も当該許可時の用途を維持するよう義務付ける。
- ・ 交通上、安全上、防火上又は衛生上支障がないものとするために設けた空地等を、許可を受けた後も空地として確保することを義務付ける。

第 102 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 80 条第 2 項又は第 81 条第 1 項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者
- (2) 第 83 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第 88 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (4) 第 89 条第 1 項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

本条は、本条例の規定に違反した者に対し、地方自治法で認められた最高 20 万円以下の罰金を科する規定です。

この罰則の対象となるものは、第 1 号から第 4 号に掲げる規定に違反したものとなります。

第 103 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 98 条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

本条は、第 100 条から第 102 条までの違反行為をした場合において、違反行為を防止するための相当の注意等が尽くされなかったとき、法人等も罰則の対象とされる規定です。